

事業所区分と労働基準監督機関

(令和5年4月1日現在)

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3 号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	びわこボートレース局	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁薬務課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（45）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（16）、警察学校	
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、びわこボートレース局、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、薬務課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係を除く。）（3）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病害虫防除所、家畜保健衛生所、東京本部、公文書館、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	人事委員会
1 号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。）、	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労務職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。